

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 商号又は名称（代表者名） | 石垣メンテナンス 株式会社 (代表取締役社長 石垣 真) |
| 住 所 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 |

2. 措置期間

令和元年8月2日 から 令和2年2月1日 まで（6か月）

3. 事実概要

当該人は、3者と共同して、東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせにおいて受注調整をするなど、独占禁止法第3条の規定（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月11日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令（課徴金減免制度適用）を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の2】

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|----------------------------|
| (独占禁止法違反行為) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 12か月以上24か月以内 |

問い合わせ先

喜多方市 総務部 契約管理課

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2 電話 0241-24-5279